



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

936 生活保護法による施術機関の指定	(社会福祉課) 1
937 清算法人箕島井土地改良区の清算人の退任	(農業農村整備課) 1
938 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課) 1
939 道路の位置の指定	(都市政策課) 2

告 示

和歌山県告示第936号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年10月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
新は新 5-06	川邊尋美	新宮市三輪崎二丁目8-23 (はり・きゅう)	令和 6. 8. 7
東あ新 2-06	玉水擁	東牟婁郡那智勝浦町小阪1086 (あん摩・マッサージ)	令和 6. 8. 7
東は新 5-06	玉水擁	東牟婁郡那智勝浦町小阪1086 (はり・きゅう)	令和 6. 8. 7
有は新 6-06	田中久之	有田郡有田川町二川776-2 (はり・きゅう)	令和 6. 9. 2

和歌山県告示第937号

清算法人箕島井土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和6年10月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した清算人（令和6年9月12日退任）

氏 名 住 所
畠純一 和歌山市冬野600番地79

和歌山県告示第938号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年10月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第939号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年10月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3675	田辺市秋津町字下新田47番1の一部、48番1の一部、48番4の一部	田辺市中万呂610番地の50 磯崎正博	令和6.10.1	6.00	83.73